

令和2年度答申第81号
令和3年3月4日

諮問番号 令和2年度諮問第105号（令和3年2月26日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件諮問については、当審査会において調査審議は行わず、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

理 由

- 1 本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条1号所定の被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が上記被爆者に該当することを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

これに対し、審査庁は、(1)処分庁及び審査請求人から提出された資料によれば、審査請求人の父が昭和20年4月からB地で生活を開始していること、原子爆弾が投下された当時、審査請求人の父は、家族とともにB地に行っていたこと、審査請求人の父は、何らかの用事で汽車に乗るため、B地内のC駅に行き、そこで「ピカドン」（注：原子爆弾の投下）にあったこと、審査請求人の家は、爆心地から余り遠い所ではなかったこと、原子爆弾が投下された当時、

審査請求人の家の近くに居住していた二人が、審査請求人がした話や提出した書類に信ぴょう性があると証言していることを確認することができることに加えて、(2)審査請求人が、原子爆弾が投下された当時の状況について、被爆した場所を含め、相当程度具体的に申述していることからすると、審査請求人が被爆直後にC駅付近（爆心地から2.5km程度の距離）に居たと考えるのが妥当であり、審査請求人は被爆者援護法1条1号の要件に該当すると認めることができるから、本件却下処分は取り消すべきであるとして、当審査会に対し、本件諮問をした（諮問説明書）。

そして、上記のとおり、審査庁は、本件諮問に当たり、本件申請の全部を認容すべきであるとの判断を示している。

- 2 本件のような申請拒否処分に係る審査請求について、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁で、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じ、又は一定の処分をする権限を付与されていないものが、審査請求に係る処分の全部を取り消すとの裁決をしようとするときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）43条1項8号に該当しないため、審査庁は、当審査会に対し諮問をしなければならないが、本件においては、上記1のとおり、審査庁が、当審査会に対し、本件却下処分は取り消すべきであるとするとともに、本件申請の全部を認容すべきであるとの判断を示し、そのような裁決がされる予定であることが明らかになっているのであるから、本件諮問については、同号に準ずる場合として、当審査会は調査審議を行わず、審査請求人の権利利益の迅速な救済を図るため（同法1条1項参照）、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。
- 3 なお、一件記録によると、本件では、審査庁による審査請求の受付（令和元年11月29日）から審理員の指名（令和2年1月29日）までに2か月を要した上に、反論書の受付（同年5月1日）から約8か月も経過した後ようやく審理員意見書の提出（令和3年1月6日付け）がされた結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年3か月もの期間を要している。これは、審査庁における審査請求事件の進行管理が適切にされていないことに原因があると考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。
- 4 よって、結論記載のとおり答申する。

優
み
美
と
公
ひ
と
貴
山
口
原
中
野
員
員
員
委
委
委